



都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)									
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他	ク. その他		
30	30	11	5	15	0	0	0	0	0	19	
三重県	津市			○						・外国語の就学援助制度の案内及び申請書を作成 ・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ルビ付き、スペイン語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語、タガログ語の申請書及びお知らせ文を準備している。 また、お知らせ文には所得基準額の参考額を世帯人数等によって8パターン掲載している。	
三重県	四日市市			○							
三重県	伊勢市	○								・小学校新入学予定の家庭及び小中学校の在校生全員に案内を配布している。 ・援助対象となる年間所得の目安額を記載 ・各費目の援助額を記載	
三重県	松阪市			○						入学、転入手続きの際に保護者全員にお知らせを配布し、説明を行っている。所得基準と援助額の目安を記載している。外国語版(五か国語分)の案内文書を作成している。	
三重県	桑名市			○						案内や申請書に平易な文面を使用、外国語の申請書の作成、転入者や児童扶養手当申請者への案内など	
三重県	鈴鹿市	○								外国語(スペイン語、ポルトガル語、英語)の申請書及び申請案内を作成している。	
三重県	名張市			○						外国語の案内文・申請書を作成している。離婚の際は、必ず就学援助制度を説明している。	
三重県	尾鷲市			○							
三重県	亀山市			○						援助対象となる年間の所得の目安額等の記載、各費目の援助額の記載、4ヵ国及びルビ付きの申請書の作成、新1年の転入者には必ず説明及び案内文を配布	
三重県	鳥羽市	○									
三重県	熊野市			○							
三重県	いなべ市	○								・わかりやすい文面の使用 ・外国語の申請書を作成 ・気になる家庭への個別の働きかけ ・年度始め及び学期始めに学校便り等で制度の案内	
三重県	志摩市	○								転入者には、就学援助制度を説明している。	
三重県	伊賀市			○						「就学援助制度のお知らせ」として、全児童生徒に配布している。また、お知らせも含め提出書類等の外国語版を作成し、外国人相談窓口等の部署に協力を依頼している。	
三重県	木曽岬町		○								
三重県	東員町	○								外国語の申請書類一式を作成している。	
三重県	菟野町			○							
三重県	朝日町			○							
三重県	川越町		○							周知文書および申請書に振り仮名を付記、援助対象となる年間所得の目安額および各費目の援助額の記載、定期的に全校児童生徒へ周知文書を配布	
三重県	多気町			○						漢字に振り仮名を付記、援助対象となる世帯合計所得の目安額を記載、各費目の援助額を記載	
三重県	明和町		○							援助対象となる年間所得の目安額等を記載、各費目の援助額や年間総援助額の記載	
三重県	大台町	○								漢字にはふりがなをふり、年間所得の目安額を記載している。また、全児童生徒の家庭に配布をしている。	
三重県	玉城町		○								
三重県	度会町		○							申請書の記入方法のひな型を申請書と同封して配布している。 転入者には就学援助制度を説明している。	
三重県	大紀町	○									
三重県	南伊勢町	○									
三重県	紀北町	○		○							
三重県	御浜町	○								各学校から制度案内を配布している(全保護者)	
三重県	紀宝町			○							
三重県	多気町松阪市学校組合			○						漢字に振り仮名を付記、援助対象となる世帯合計所得の目安額を記載、各費目の援助額を記載	



都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																							
		令和3年7月時点の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																							
		<中学校>																							
		(1) 実施・検討状況について					(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期					(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回支給している場合は最初の時期)							(5) (4)でウと回答した場合、その理由(当てはまるもの全てに○)					(6) エの内容
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討している。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討していない。	エ. その他	オ. (2)	ア. 令和2年度(令和3年度新入学分)以前	イ. 令和3年度(令和4年度新入学分)		ウ. 令和4年度(令和5年度新入学分)以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える。支給後に転居へした場合の対応など事務業務量が増加するから。	エ. その他	オ. (6)		
30	30	28	2	0	0	0	28	2	0	0	0	0	0	0	2	2	8	16	0	0	0	0	0	0	0
三重県	津市	○					○											○							
三重県	四日市市	○					○										○								
三重県	伊勢市	○					○											○							
三重県	松阪市	○					○										○								
三重県	桑名市	○					○											○							
三重県	鈴鹿市	○					○											○							
三重県	名張市	○					○											○							
三重県	尾鷲市	○					○											○							
三重県	亀山市	○					○											○							
三重県	鳥羽市	○					○											○							
三重県	熊野市	○					○											○							
三重県	いなべ市	○					○											○							
三重県	志摩市	○					○											○							
三重県	伊賀市	○					○											○							
三重県	木曽岬町	○					○											○							
三重県	東員町	○					○											○							
三重県	菟野町	○					○											○							
三重県	朝日町	○					○											○							
三重県	川越町	○					○											○							
三重県	多気町	○					○											○							
三重県	明和町	○					○											○							
三重県	大台町	○	○				○	○										○							
三重県	玉城町	○					○											○							
三重県	度会町	○					○											○							
三重県	大紀町	○					○											○							
三重県	南伊勢町	○					○											○							
三重県	紀北町	○					○											○							
三重県	御浜町	○					○											○							
三重県	紀宝町	○					○											○							
三重県	多気町松阪市学校組合	○					○											○							



都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		4. (3)で「ア」を回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応										令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)で「イ」を回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)で「ア」を回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(4)エの内容・補足事項		
		ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他 →(4)			
30	30	5	10	10	10	1	2	2	0		0	30
三重県	津市		○	平成25		4					15%未満	
三重県	四日市市		○	平成30		4					15%未満	
三重県	伊勢市		○	平成25		7					15%未満	
三重県	松阪市		○	平成25		4					20%未満	
三重県	桑名市										10%未満	
三重県	鈴鹿市	○						○			15%未満	
三重県	名張市		○	平成25		7					15%未満	
三重県	尾鷲市										25%未満	
三重県	亀山市										10%未満	
三重県	鳥羽市	○						○			20%未満	
三重県	熊野市										15%未満	
三重県	いなべ市										10%未満	
三重県	志摩市		○	平成24		12					20%未満	
三重県	伊賀市		○	平成25		8					15%未満	
三重県	木曽岬町										10%未満	
三重県	東員町		○	平成24	10月						10%未満	
三重県	菟野町	○					○				10%未満	
三重県	朝日町	○						○			5%未満	
三重県	川越町										15%未満	
三重県	多気町		○	平成27	9月						15%未満	
三重県	明和町										10%未満	
三重県	大台町										10%未満	
三重県	玉城町										10%未満	
三重県	度会町										10%未満	
三重県	大紀町										10%未満	
三重県	南伊勢町										10%未満	
三重県	紀北町										25%未満	
三重県	御浜町	○						○			25%未満	
三重県	紀宝町										15%未満	
三重県	多気町松阪市学校組合		○	平成27	9月						20%未満	





都道府県	市区町村名	B. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
30	30	1
三重県	津市	
三重県	四日市市	
三重県	伊勢市	
三重県	松阪市	
三重県	桑名市	
三重県	鈴鹿市	
三重県	名張市	
三重県	尾鷲市	
三重県	亀山市	
三重県	鳥羽市	
三重県	熊野市	
三重県	いなべ市	<p>○ひとり親家庭、生活困窮家庭(生活保護受給家庭を含む)等をリポーターが訪問し、育児支援、家事支援及び学習支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭・子育てリポーターによる訪問支援事業(NPOに業務委託)</li> <li>・子ども学習支援事業(生活困窮者自立支援法による事業)(NPOに業務委託)</li> </ul> <p>○放課後及び夏休み期間中を対象に、生活困窮家庭、ひとり親家庭、外国籍児童等、家庭状況に課題のある児童を対象に、放課後及び夏季休業中に小中学校の空き教室にて、家庭学習を中心とした学習支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いなべ学び舎事業</li> </ul>
三重県	志摩市	
三重県	伊賀市	
三重県	木曽岬町	
三重県	東員町	
三重県	菟野町	
三重県	朝日町	
三重県	川越町	
三重県	多気町	
三重県	明和町	
三重県	大台町	
三重県	玉城町	
三重県	度会町	
三重県	大紀町	
三重県	南伊勢町	
三重県	紀北町	
三重県	御浜町	
三重県	紀宝町	
三重県	多気町松阪市学校組合	